

災害補償規定

第1条（目的）

この補償規定は、特定非営利法人 こおりやま子ども若者ネットワーク（以下「甲」という。）が別表2に定める補償対象者（理事、監事、職員、会員、利用者をいい、以下「乙」という。）に対する福利厚生措置としての災害補償とその給付について定めることを目的とする。

第2条（災害補償および給付）

- （1）甲は、乙が業務上（通勤途上を含む。）の事由によって被った身体障害に対して、この補償規定に基づき災害補償金を給付する。
- （2）この補償規定に基づき給付する災害補償金の種類およびその額は、別表1および別表2に定める補償項目および補償金額による。
- （3）第1項に規定する「身体障害」とは、次のいずれかに該当するものをいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含む。

① 傷害

急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害（身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含み、継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除く。）をいう。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒については、補償対象者が原因物質を被保険者の業務に従事している間に、業務に起因して吸入、吸収または摂取したことにより発生したことが時間的および場所的に確認できるものに限る。

② 業務に起因して発生した症状

労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第35条に列挙されている疾病のうち、次のアからウまでの要件をすべて満たすものをいう。

ア. 偶然かつ外来の原因によるもの

イ. 労働環境に起因するもの

ウ. その原因の発生が時間的および場所的に確認できるもの

ただし、職業性疾病、疲労の蓄積もしくは老化によるもの、精神的ストレスを原因とするもの（ストレス性胃炎等を含みます。）、またはかぜ症候群を含まない。

③ 労災認定された疾病等

労災保険法等によって給付が決定した脳疾患、心疾患その他の疾病等をいい、傷害、業務に起因して発生した症状および職業性疾病を除く。

- （4）前項に規定する「職業性疾病」とは、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第35条に列挙されている疾病のうち、長期間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質もしくは状態に関連して有害作用が蓄積し発生したことが明白なもの（振動症候群、炎、負傷によらない業務上の腰痛、粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症またはじん肺法（昭和35年法律第30号）に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第1条各号に掲げる疾病またはその他これらに類する症状をいう。）をいう。

第3条（適用除外）

- （1）身体障害等の原因が、故意または自己の重大な過失によるとき等第6条に定める損害保険契約の内容により、災害補償金の一部または全部を給付しないことがある。

第4条（受給者）

- （1）この補償規定に基づく補償および給付の受給者は乙またはその遺族とする。
- （2）前項の遺族の範囲および順位は、労働基準法施行規則第42条から第45条までに定めるところによる。

第5条（他の保険等との関係）

この補償規定に基づく災害補償および給付は、他の社会保険等の給付にかかわらず支払う。

第6条（保険契約）

甲は、この補償規定に基づく補償および給付を円滑かつ安全に運営するために、乙を補償対象者、甲を被保険者とする損害保険契約をあいおいニッセイ同和損害保険株式会社と締結する。

第7条（民事賠償との関係）

甲が乙またはその遺族に対してこの補償規定に基づく補償を行ったときは、その給付額を限度として、同一の事故についての民事上の損害賠償の責任を免れる。

第8条（第三者からの損害賠償金との関係）

- （1）この補償規定に基づく補償および給付を行う原因となったものが、第三者の行為によって発生した身体の障害である場合、甲は、この補償規定に基づく給付額を限度として、乙またはその遺族がその身体の障害について第三者に対して有する損害賠償請求権を取得する。
- （2）前項の場合において、乙またはその遺族が当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、甲はその価額の限度でこの規定に基づく補償を行わない。

第9条（使用者賠償責任との関係）

甲が、乙に対してこの補償規程に基づく補償を行ったときは、甲は、その支給額を限度として、同一の事故に関する損害賠償責任を免れる。

第10条（保険手続きへの協力）

前条に定める保険契約の締結ならびにその変更届出および保険金請求の手續に関し、乙およびその遺族は、甲の求めに応じ、必要書類の作成に協力しなければならない。

第11条（自動車保険料等級ダウン見舞金）

会員が、当団体の活動のために自動車（レンタカーを除く）を運転中に事故を起こし、その自動車に付保されている任意加入の自動車保険契約から支払を受けることにより、継続契約の割増引に影響が出る場合には、自動車保険料等級ダウン見舞金を支給する。

- （1）見舞金の支給金額は次のとおりとする。
 - ア．普通車 5万円
 - イ．軽自動車・小型二輪車 3万円
 - ウ．原付（125cc以下） 1万円
- （2）次の場合は見舞金を支給しない。
 - ア．活動外または活動目的外の事故
 - イ．自宅と事務所との通退勤途上の事故（いわゆるマイカー通勤の場合）
 - ウ．継続契約の保険料に保険金支払による影響がない場合（無事故割引等級制度を設けていない場合も含む）
- （3）支給を受ける者は、次の書類の提出が必要となる。
 - ア．その自動車に付保されている自動車保険契約から支払を受けたことを証する書類
 - イ．その他当団体が必要と認めた書類

第12条（附則）

この補償規定は、令和5年4月1日より実施し、事由の如何を問わず第6条の保険契約が効力を失った時に終了する。

別表 1 (補償金の種類)

死亡補償金	乙が次のいずれかの身体障害を被った場合に、別表 2 の死亡・後遺障害補償金の額を補償金として給付する。なお死亡補償金の対象となる身体障害は、第 2 条 (3) ②に関わらず、次のとおりとする。 ① 傷害および下表に掲げる症状を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 ② 労災認定された疾病等および労災保険法等によって給付が決定した業務に起因して発生した症状（下表に掲げる症状を除きます）を発症し、その直接の結果として死亡した場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>外因の分類項目</th><th>具体的な症状の例</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熱および光線の作用</td><td>熱射病、日射病</td></tr> <tr> <td>気圧または水圧の作用</td><td>潜病<減圧病></td></tr> <tr> <td>低酸素環境への閉じ込め</td><td>低酸素環境への閉じ込めによる酸素欠乏症</td></tr> <tr> <td>高圧、低圧および気圧の変化への露</td><td>深い潜水からの浮上による潜水病</td></tr> </tbody> </table>	外因の分類項目	具体的な症状の例	熱および光線の作用	熱射病、日射病	気圧または水圧の作用	潜病<減圧病>	低酸素環境への閉じ込め	低酸素環境への閉じ込めによる酸素欠乏症	高圧、低圧および気圧の変化への露	深い潜水からの浮上による潜水病
外因の分類項目	具体的な症状の例										
熱および光線の作用	熱射病、日射病										
気圧または水圧の作用	潜病<減圧病>										
低酸素環境への閉じ込め	低酸素環境への閉じ込めによる酸素欠乏症										
高圧、低圧および気圧の変化への露	深い潜水からの浮上による潜水病										
後遺障害補償金	乙が次のいずれかの身体障害を被った場合に、別表 2 の死亡・後遺障害補償金の額に、後遺障害の程度に応じ定めた別表 3 の割合を乗じた額を補償金として給付する。 ① 身体障害（労災認定された疾病等を除きます）を被り、その直接の結果として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合 ② 労災認定された疾病等が発症し、その直接の結果として後遺障害が生じた場合										
入院補償金	乙が身体障害を被り、その直接の結果として、入院した場合に補償金を給付する。給付額は、[別表 2 の入院・手術補償金（日額）]×[入院した日数]とする。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、1事故につき、180日を限度とする。										
手術補償金	乙が身体障害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、その身体障害の治療を直接の目的として手術を受けた場合に補償金を給付する。 給付額は、次の算式によって算出した額とする。 ① 入院中に受けた手術の場合 [別表 2 の入院・手術補償金（日額）の額]×10 ② ①以外の手術の場合 [別表 2 の入院・手術補償金（日額）の額]×5										
通院補償金	乙が身体障害を被り、その直接の結果として、通院した場合に補償金を給付する。給付額は、[別表 2 の通院補償金（日額）]×[通院した日数（注）]とする。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、1事故につき、90日を限度とする。 （注）通院しない場合で、ギブス等を常時装着した日数は通院した日数に含みます。										
傷害医療費用補償金	乙が身体障害を被り、その直接の結果として治療を受けた場合に、事故の発生の日からその日を含めて365日以内に乙が負担した健康保険の自己負担額、差額ベッド代、入退院時の交通費、薬剤費等の費用に対して、別表 2 の医療費用補償金の額を限度に補償金を給付する。 なお、労災の給付や第三者より支払われた損害賠償金等がある場合、乙が負担した費用からこれらの金額を差し引くものとする。										
長期療養補償金	乙が身体障害を被り、その身体障害が入院補償金の給付事由に該当し、かつ、次のいずれかに該当した場合に、別表 2 の長期療養補償金の額を補償金として給付する。 ① 入院日数が60日を超えた場合 ② 入院日数が120日を超えた場合 ※1事故につき、補償金は①と②それぞれ1回の給付に限る。										
入院時一時補償金	乙が身体障害を被り、その身体障害により入院補償金が給付され、かつ、2日以上入院した場合に、別表 2 の入院時一時補償金の額を補償金として給付する。										
退院時一時補償金	乙が身体障害を被り、その身体障害により入院補償金が給付され、かつ、次のいずれかに該当した場合に、別表 2 の退院時一時補償金の額を補償金として給付する。 ① 15日以上入院し、生存している状態で退院した場合 ② 入院日数が365日を超えた場合（注） （注）入院日数が365日を超えた後、生存して退院した場合でも退院時一時補償金を重ねては給付しない。										
休業補償金	乙が身体障害を被り、その直接の結果として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に就業不能が生じた場合に、別表 2 に記載の免責期間を超えた就業不能期間（補償期間限度）について補償金を給付する。										

	給付額は、[別表 2 の休業補償金（日額）]×[就業不能の日数]とする。
部位・症状別補償金	乙が身体障害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に治療を要した場合に補償金を給付する。 給付額は、次の算式によって算出した額とする。 ① 治療日数の合計が5日以上の場合 [別表 2 の部位・症状別補償金]×[別表 4 の支払倍率] ② 治療日数の合計が1日以上で、かつ、5日未満の場合 [別表 2 の部位・症状別補償金]

別表 2（補償対象者、補償金の額およびその他の補償条件）

補償対象者		理事、監事	職員、会員	利用者	
補償項目（金額）	死亡・後遺障害補償金	10,000千円	10,000千円	10,000千円	
	入院・手術補償金（日額）	5,000円	5,000円	5,000円	
	通院補償金（日額）	5,000円	5,000円	5,000円	
	医療費用補償金	千円	千円	千円	
	長期療養補償金	円	円	円	
	入院時一時補償金	円	円	円	
	退院時一時補償金	円	円	円	
	休業補償金（日額）	円	円	円	
	補償期間	日	日	日	
	免責期間	日	日	日	
部位・症状別補償金		円	円	円	
補償範囲		フルタイム（24時間）補償	就業中のみ補償	活動中のみ補償	

別表3（後遺障害補償金の割合）

等 級	後遺障害	割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) しゃくおよび言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) しゃくまたは言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	78%
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節に著しい運動障害を残すものをいいます。なお、母指にあっては指節間関節に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	59%
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50%
第7級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	42%

	(4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節に著しい運動障害を残すものをいいます。なお、第1の足指にあっては指節間関節に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の丸を失ったもの	
第8級	(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの (5) 1下肢を5cm以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの	34%
第9級	(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの	26%
第10級	(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1下肢を3cm以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	20%
第11級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	15%

	(3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補を加えたもの (5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	
第12級	(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、骨、骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	10%
第13級	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1 cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7%
第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補を加えたもの (3) 1耳の聴力が1 m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	4%

[illegible]